第１０７号議案

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和７年１１月２５日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加する必要がある。

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年中野区条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

２２　区長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１の項中「又は」を「、」に改め、「事項」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表３の項中「又は」を「、」に改め、「事項」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表４の項中「障害者関係情報であって」を「障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって、」に改め、同表５の項から１１の項までの規定中「地方税関係情報であって」を「地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって、」に改め、同表１２の項中「児童扶養手当関係情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を、「昭和６０年法律第３４号」の次に「。以下「昭和６０年法律第３４号」という。」を加え、「又は」を「（以下「児童手当関係情報」という。）、」に改め、「援助に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表１３の項中「又は」を「、」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表１５の項中「地方税関係情報であって」を「地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって、」に改め、同表１６の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情

報」に改め、同表１７の項中「地方税関係情報であって」を「地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって、」に改め、同表１８の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表１９の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表に次のように加える。

２０　区長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、戸籍関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第５条各号に掲げる事項、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和６０年法律第

		３４号附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって、規則で定めるもの

附　則

この条例は、令和８年１月５日から施行する。